吸収合併に関する事後開示書面

（会社法第 801 条第１項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面）

2021 年４月１日

株式会社システム情報

2021年４月１日

吸収合併に関する事後開示書面

東京都中央区勝どき一丁目７番３号
株式会社システム情報
代表取締役社長　鈴木　隆司

当社は、2021年２月９日付で株式会社シンクスクエア（以下、「シンクスクエア社」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2021年４月１日を効力発生日として、当社を吸収合併存続株式会社、シンクスクエア社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件合併」といいます。）を行いました。本件合併に関して、会社法第801条第１項及び同法施行規則第200条に定める事項は、以下のとおりです。

１．本件合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第１号）
2021年４月１日

２．吸収合併消滅会社における法定手続の経過(会社法施行規則第200条第２号)
（１）吸収合併をやめることの請求
シンクスクエア社は、当社の完全子会社であったため、会社法第784条の２の規定に基づく吸収合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

（２）反対株主の株式買取請求
シンクスクエア社は、当社の完全子会社であったため、会社法第785条第１項の規定に基づく反対株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

（３）新株予約権買取請求
シンクスクエア社は、新株予約権を発行していなかったため、会社法第787条第１項の規定に基づく新株予約権買取請求について、該当事項はありません。

（４）債権者の異議
シンクスクエア社は、会社法第789条第２項の規定に基づき、債権者に対し、2021年２月10日付の官報において公告するとともに、同日付で知れたる債権者に対し、個別催告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

３．吸収合併存続会社における法定手続の経過(会社法施行規則第200条第３号)
（１）株主の差止請求
本件合併は、会社法第796条第２項の規定に基づく簡易合併であるため、会社法第796条の２ただし書きより、当社の株主は、同条に基づいて本吸収合併をやめることを請求する権利を有しないことから、該当事項はありません。

（２）反対株主の株式買取請求
当社は、会社法第797条第３項及び同条第４項の規定に基づき、2020年２月10日付の電子公告において、株主に対し、株式買取請求の公告を行いましたが、株式買取請求行使期限までに、株主からの株式買取請求はありませんでした。

なお、本件合併は、会社法第 796 条第２項の規定に基づく簡易合併であるため、会社法第 797 条第１項ただし書きより、当社の株主は、同項の規定に基づいて株式買取請求権を有しないことから、該当事項はありません。

（３）債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第２項及び第３項の規定に基づき、債権者に対し、2020 年２月 10 日の官報及び同日付の電子公告において本件合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

４．承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第４号）

当社は、本件合併の効力発生日をもって、シンクスクエア社から、その資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

５．吸収合併消滅会社の事前開示書面（会社法施行規則第 200 条第５号）

吸収合併消滅会社であるシンクスクエア社の事前開示書面は、別紙のとおりです。

６．変更登記日（会社法施行規則第 200 条第６号）

本件合併による当社の変更登記申請及びシンクスクエア社の解散登記申請は、2021 年４月１日に行う予定です。

７．上記のほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第７号）

該当事項はありません。

以　上

【別紙】

吸収合併に関する事前開示書面

（会社法第 782 条第１項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面）

2021 年２月９日

株式会社シンクスクエア

2021年２月９日

吸収合併に関する事前開示書面

東京都港区芝五丁目31番17号
株式会社シンクスクエア
代表取締役社長　田中　健一

当社は、2021年２月９日付で株式会社システム情報（以下、「システム情報社」といいます。）と締結した合併契約書に基づき、2021年４月１日を効力発生日として、システム情報社を吸収合併存続株式会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件合併」といいます。）を行うこととしました。本件合併に関して、会社法第782条第１項及び同法施行規則第182条に定める事項は、以下のとおりです。

１．吸収合併契約の内容（会社法第782条第１項）

別紙「合併契約書」のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第１項第１号）

システム情報社は、消滅会社である当社の発行済株式の全部（145株）を所有しているため、合併に際しては株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

３．合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第１項第２号）

該当事項はありません。

４．吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項（会社法施行規則第182条第１項第３号）

該当事項はありません。

５．吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第１項第４号）

システム情報社は有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム（EDINET)」よりご覧いただけます。

６．効力発生日以降における存続会社の債務の履行の見込に関する事項
（会社法施行規則第182条第１項第５号）

2020年９月30日現在のシステム情報社及び当社の資産、負債及び純資産の額は以下のとおりであり、合併の効力発生後、資産の額が負債の額を上回ることが見込まれるとともに、資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりません。よって、効力発生日以降における存続会社の債務につき履行の見込はあるものと判断します。

単位：千円

	資産額	負債額	純資産額
株式会社システム情報	4,955,495	1,368,341	3,587,154
株式会社シンクスクエア	330,079	120,649	209,429

以　上

【別紙】



合併契約書

株式会社システム情報（以下、甲という。）及び株式会社シンクスクエア（以下、乙という。）とは合併に関し、次のとおり契約を締結する。

第１条（合併の方法）

１．　甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下、本合併という。）。

２．　吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

（１）　吸収合併存続会社

商号　株式会社システム情報

住所　東京都中央区勝どき一丁目７番３号

（２）　吸収合併消滅会社

商号　株式会社シンクスクエア

住所　東京都港区芝五丁目３１番１７号

第２条（本合併に際して発行する株式等）

本合併に際しては、株式の発行及び株主に対する金銭の支払は行われないものとする。

第３条（増加すべき資本金等）

本合併により資本金及び準備金は増加しない。

第４条（効力発生日）

本合併の効力が発生する日（以下、効力発生日という。）は２０２１年４月１日とする。ただし、必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第５条（社内手続）

甲及び乙は、本契約の締結後、効力発生日までの間において、本合併の実現のために必要とされる一切の社内手続をそれぞれ適切に履践するものとする。

第６条（資産等の引継）

乙は、効力発生日までの増減を適切に反映した貸借対照表その他の計算に基づく一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第７条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後、効力発生日の前日に至るまで、善良なる管理者の注意を

もってそれぞれ業務を執行及び運営するもとのし、その資産、負債及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙において協議するものとする。

第８条（条件の変更及び解除）

本契約の締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の業務の状態に重要な変動を生じたときは、甲及び乙が協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第９条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲及び乙が協議の上これを決定する。

本契約の成立を証するため、本書１通を作成し、甲がこれを保有して乙はその写しを保有するものとする。

２０２１年２月９日

（甲）
東京都中央区勝どき一丁目７番３号
株式会社システム情報
代表取締役社長　鈴木　隆司

（乙）
東京都港区芝五丁目３１番１７号
株式会社シンクスクエア
代表取締役社長　田中　健一